銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項の規定に基づき、現に同法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持している者を対象とした猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習会を開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第17条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年9月6日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

1 講習会受講対象者

銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の許可を受けて猟銃を所持している者

2 講習会開催日時、場所及び受付期間

(1) ライフル銃以外の猟銃

開催日時			開催場所	射撃方法	受付期間
令和元年10月	2日 (水)	午前	富士宮市猪之頭978番地の1 国際ルール西富士射撃場	トラップ	令和元年 9月18日 (水) まで
	10日 (木)	午前	富士市岩本字長尾1663番地 富士国際(岩本山)射撃場	トラップ スキート	令和元年 9月26日 (木) まで
	11日(金)	午前	袋井市堀越1604番地 袋井クレー射撃場	トラップ	令和元年 9月27日(金)まで
	11日(金)	午前	裾野市須山2311番地の1の124 須山クレー射撃場	トラップ スキート	令和元年 9月27日(金)まで
	11日(金)	午後	裾野市須山2311番地の1の124 須山クレー射撃場	トラップ スキート	令和元年 9月27日(金)まで
	16日 (水)	午前	富士宮市猪之頭978番地の1 国際ルール西富士射撃場	トラップ	令和元年 10月2日(水)まで
	16日 (水)	午前	静岡市駿河区谷田1184番地 静岡クレー射撃場	トラップ スキート	令和元年 10月2日(水)まで
	24日 (木)	午前	富士市岩本字長尾1663番地 富士国際(岩本山)射撃場	トラップ スキート	令和元年 10月10日(木)まで
	25日 (金)	午前	袋井市堀越1604番地 袋井クレー射撃場	トラップ	令和元年 10月11日(金)まで
	30日 (水)	午前	静岡市駿河区谷田1184番地 静岡クレー射撃場	トラップ スキート	令和元年 10月16日(水)まで

(2) ライフル銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃

開催日時			開催場所	受付期間
令和元年10月	1日 (火)	午前	富士宮市猪之頭978番地の1 西富士ライフル射撃場	令和元年 9月17日 (火) まで
	10日 (木)	午前	富士市岩本1597番地の1 岩本山ライフル射撃場	令和元年 9月26日 (木) まで

3 講習内容

猟銃の操作及び射撃の技能

4 受講手数料

令和元年9月30日までに申し込む場合にあっては手数料12,300円を、令和元年10月1日以降に申し込む場合にあっては手数料12,700円を静岡県収入証紙により受講申込書提出の際、納付すること。

5 申込方法

受講者は、最寄りの警察署に備え付けてある技能講習受講申込書1通に所要事項を記入し、住所地を管轄する警察署に受付期間内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に申し込むこと。

6 受講時に持参する物

- (1) 許可を受けて所持している猟銃(講習の種類に応じたものとする。必要な場合は、予備の猟銃)
- (2) 猟銃·空気銃所持許可証
- (3) 猟銃に適合する実包(ライフル銃以外の猟銃で受講する場合にあっては35個以上、ライフル銃又はライフル銃及び散弾銃以外の猟銃で受講する場合にあっては20個以上)
- (4) 猟銃に適合する模擬弾 (ライフル銃による講習受講者に限る。)
- (5) 猟銃用火薬類等譲受許可証(会場において実包を譲り受ける場合に限る。)
- (6) 技能講習通知書

7 その他

- (1) 猟銃の所持許可更新申請には、当該技能講習の技能講習修了証明書を必要とする。
- (2) 午前については午前8時から、午後については午後1時から講習を開始するため、受講者は、講習開始の30分前までに各会場に集合すること。